

令和 4 年 9 月 定例会  
(2022年)

議案書③

9月6日提出

【条例】

市議案第 88 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等  
の条例の設定について

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次  
のように設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）9 月 6 日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年の年齢の引き上げ  
並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務  
制の創設その他所要の規定を改正するため、提案するものであ  
る。

豊中市条例第 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例（昭和59年豊中市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）</u></p> <p><u>第5章 雜則（第13条）</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p>
(趣旨)	(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に 関し必要な事項を定めるものとする。</p>
(定年)	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u> の規定に基づき、職員の定年等に 関し必要な事項を定めるものとする。 <p style="text-align: center;"><u>第2章 定年制度</u></p>
第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年（医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員については、年齢65年）</u> とする。	第3条 職員の定年は、年齢 <u>65年</u> とする。 <p>（定年による退職の特例）</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p>	<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかるわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>
<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認</u></p>	<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>を得て、<u>1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えること</u>ができない。</p>	<p>長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</p>
<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合</u>又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。</p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合</u>又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>
<p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる</u>。</p>	<p>4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項各号に掲げる事由がなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p>
<p>5 (省略)</p>	<p>5 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p style="text-align: center;">(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）第7条第1項第3号アに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員が占める職を除く。）とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>一般職の職員の給与に関する条例第13条第1項に規定する管理職手当を支給される職</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年豊中市条例第12号）第3条の2に規定する管理職手当を支給される職</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上でその他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。），又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職での職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合にお</u></p>

(現行)	(改正後)								
<p>附 則</p> <p>1～3 (省略)</p>	<p>ける定年退職日をいう。) を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p><u>第5章 雜則</u> (雑則)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (省略)</p> <p><u>4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊中市条例第号。次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条に規定する医師及び歯科医師である職員については、この限りでない。</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </tbody> </table> <p><u>5 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条に規定する医師及び歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

(現行)	(改正後)
	<p><u>確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日後における最初の4月1日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 職員の再任用に関する条例（平成13年豊中市条例第3号）は、廃止する。

（分限条例の一部改正）

第3条 分限条例（昭和28年豊中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
<p>附 則 1～3 (省 略)</p>	<p>附 則 1～3 (省 略)  <u>4 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例附則第11項を適用する場合について、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</u>  <u>5 前項の適用を受ける職員には、給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする。</u></p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（平成6年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現 行）	（改 正 後）
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （省 略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3） （省 略）</p> <p><u>（4）</u> （省 略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （省 略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3） （省 略）</p> <p><u>（4） 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（5）</u> （省 略）</p>

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年豊中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現 行）	（改 正 後）
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （省 略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の6第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>（2）・（3） （省 略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （省 略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>（2）・（3） （省 略）</p> <p><u>（4） 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定</u></p>

(現行)	(改正後)
<u>(4) (省略)</u> 3 (省略)	<u>により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(5) (省略)</u> 3 (省略)

(懲戒条例の一部改正)

第6条 懲戒条例（昭和28年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
(減給の効果) 第5条 減給は、1月以上6月以下の期 <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用される職員間、1月につき、 <u>給料月額</u> 及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これに相当する報酬の額）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。	(減給の効果) 第5条 減給は、1月以上6月以下の期間、1月につき、 <u>その発令の日に受ける給料</u> 及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これに相当する報酬の額）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。 <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

第7条 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
(1週間の勤務時間) 第2条 (省略)	(1週間の勤務時間) 第2条 (省略)

(現行)	(改正後)
2 (省略)	2 (省略)
3 法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4・5 (省略) (週休日及び勤務時間の割振り)  第2条の2　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。	4・5 (省略) (週休日及び勤務時間の割振り)  第2条の2　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、市規則の定めるところにより、前条の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、市規則の定めるところにより、前条の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第2条の3 (省略)  2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日	第2条の3 (省略)  2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日

(現行)	(改正後)
<p>(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該施設等の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 年次有給休暇は、4月1日現在において在職する職員に20日を与える。ただし、育児短時間勤務職員等、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第3項の規定の適用を受ける<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、20日を超えない範囲内で市規則で定める日数を与える。</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該施設等の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 年次有給休暇は、4月1日現在において在職する職員に20日を与える。ただし、育児短時間勤務職員等、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第3項の規定の適用を受ける<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、20日を超えない範囲内で市規則で定める日数を与える。</p> <p>2・3 (省略)</p>
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)	
第8条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊中市条例第3号)の一部を次のように改正する。	

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)

(現行)	(改正後)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (省略)  (3)・(4) (省略) (育児短時間勤務をすることができない職員)	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (省略)  <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第8条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員</u>  <u>(4)・(5) (省略)</u> (育児短時間勤務をすることができない職員)
第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (省略)	第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (省略)  <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
<u>(再任用職員の給料月額)</u>  <u>第10条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。</u>	<u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>  <u>第10条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、第8条の規定により当該定年前再任用短</u>

(現行)	(改正後)
<p><u>2 法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により市規則で定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（通勤手当）</p>	<p><u>時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により市規則で定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>第16条（省略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては6箇月を超えない範囲内で月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額（<u>再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員</u>のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に係る第2号に定める額については、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>（1）前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出した<u>その者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</u>（以下「運賃等相当額」という。）（その額を支給対象期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>（2）（省略）</p> <p>（3）前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第16条（省略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては6箇月を超えない範囲内で月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員</u>のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に係る第2号に定める額については、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>（1）前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出した<u>当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</u>（以下「運賃等相当額」という。）（その額を支給対象期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>（2）（省略）</p> <p>（3）前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を</p>

(現行)	(改正後)
<p>使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に<u>その者</u>の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給対象期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額に<u>その者</u>の支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>3・4（省略）</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第23条 第18条及び第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては第10条の<u>2第1項</u>の規定による給料月額、任期付短時間勤務職員にあっては第10条の<u>4第1項</u>の給料月額）及びこれに対する地域手当の月額並びに一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例による特殊勤務手当（市規則で定めるものを除く。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に19を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p>	<p>使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に<u>当該職員</u>の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給対象期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額に<u>その者</u>の支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>3・4（省略）</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第23条 第18条及び第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては第10条の<u>2</u>の規定による給料月額、任期付短時間勤務職員にあっては第10条の<u>4第1項</u>の給料月額）及びこれに対する地域手当の月額並びに一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例による特殊勤務手当（市規則で定めるものを除く。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に19を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p>

(現行)	(改正後)
3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4~8 (省略) (勤勉手当) 第28条 (省略)  2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。  (1) 前項の職員のうち <u>再任用職員</u> 以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額  (2) 前項の職員のうち <u>再任用職員</u> 当該 <u>再任用職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額  3~6 (省略) <u>(再任用職員についての適用除外)</u> 第28条の4 第14条, 第15条, 第15条の3, 第15条の4及び第28条の2の規定は、 <u>再任用職員</u> には適用しない。	3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4~8 (省略) (勤勉手当) 第28条 (省略)  2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。  (1) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額  (2) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> <u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額  3~6 (省略) <u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u> 第28条の4 第9条, 第10条, 第14条, 第15条, 第15条の3, 第15条の4及び第28条の2の規定は、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> には適用しない。
附 則	附 則

( 現 行 )	( 改 正 後 )
1～10 (省略)	<p>1～10 (省略)</p> <p>11 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条の規定により当該職員の属する職務の等級並びに第9条並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></li> <li><u>(2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊中市条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年豊中市条例第33号）第3条に規定する医師及び歯科医師である職員</u></li> <li><u>(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></li> <li><u>(4) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員</u></li> </ul> <p>13 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>て「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>17 <u>附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27条第7項（第28条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第27条第7項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第13項、附則第15項又は附則第16項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>18 <u>附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p>

(現行)									(改正後)										
別表第1 行政職給料表									別表第1 行政職給料表										
職員の区分	職務の等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	職員の区分	職務の等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級		
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		(省略)								定年		(省略)							
再任用職員		(省略)								前再任用		(省略)							
										短時間勤務職員以外の職員									
										定年		(省略)							
										前再任用									
										短時間勤務職員									
										備考	(省略)								

(現行)									(改正後)										
別表第2 消防職給料表									別表第2 消防職給料表										
職員 の区 分	職務 の等 級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	職員 の区 分	職務 の等 級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級		
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	(省略)									定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(省略)								
再任 用職 員	(省略)									定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	(省略)								

備考 (省略)

別表第3

(現行)					(改正後)												
医療職給料表(1)																	
職員の区分	職務の等級	1等級	2等級	3等級	職員の区分	職務の等級	1等級	2等級	3等級								
		号給	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額						
再任用職員以外の職員	(省略)					定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(省略)										
再任用職員	(省略)					定年前再任用短時間勤務職員	(省略)										
備考 (省略)																	
医療職給料表(2)																	
職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	特3等級	3等級	4等級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(省略)					定年前再任用	(省略)										

(現行)		(改正後)	
外の職員		短時間勤務職員以外の職員	
再任用職員	(省略)	定年前再任用短時間勤務職員	(省略)
備考 (省略)		備考 (省略)	

(技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び次項に規定する手当並びに退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下これらを「職員」という。）の給与は、給料及び次項に規定する手当並びに退職手当とする。</p>

(現行)	(改正後)
<p>2 (省略) (給与の減額)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が、大学その他の任命権者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において任命権者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が、<u>当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年豊中市条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない範囲内において任命権者が定める期間さかのぼった日後</u>の日で、当該職員が申請において示した日から<u>その定年退職日</u>までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に19を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>(再任用職員についての適用除外)</u></p> <p>第15条の3 第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第13条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u>若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>2 (省略) (給与の減額)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が、大学その他の任命権者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において任命権者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が<u>55歳に達した日以後</u>の日で、当該職員が申請において示した日から<u>当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年豊中市条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）</u>までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に19を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u></p> <p>第15条の3 第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第13条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>

(退職手当条例の一部改正)

第11条 退職手当条例（昭和28年豊中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u> <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年豊中市条例第10号）</u> 第4条各項の規定により任期を定めて採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく市規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が<u>18日</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号</u>に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく市規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が<u>18日（1月間の日数（豊中の休日を定める条例（平成2年豊中市条例第11号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数とする。）</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号</u>に掲げる職員については、この限りでない。</p>

(現行)	(改正後)
(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第 <u>28条の2</u> 第1項の規定により退職した者（同法第 <u>28条の3</u> 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) (省略) 2 (省略) (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第 <u>28条の2</u> 第1項の規定により退職した者（同法第 <u>28条の3</u> 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(4) (省略) 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退	(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第 <u>28条の6</u> 第1項の規定により退職した者（同法第 <u>28条の7</u> 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) (省略) 2 (省略) (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第 <u>28条の6</u> 第1項の規定により退職した者（同法第 <u>28条の7</u> 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(4) (省略) 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退

(現行)	(改正後)
<p>職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から<u>6月</u>前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上あり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>次の表（省略）</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病及び通勤による傷病並びに分限条例（昭和28年豊中市条例第18号）第3条第1号及び第2号による休職を除く。），同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち市規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>	<p>職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から<u>市規則で定める一定の期間</u>前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上あり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>次の表（省略）</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病及び通勤による傷病並びに分限条例（昭和28年豊中市条例第18号）第3条第1号及び第2号による休職を除く。），同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち市規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>

(現行)	(改正後)
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (省略)
<u>(5) 第5号区分</u> 27, 100円	<u>(5) 第5号区分</u> <u>32, 500円</u>
<u>(6) 第6号区分</u> 21, 700円	<u>(6) 第6号区分</u> 27, 100円
<u>(7) 第7号区分</u> 零	<u>(7) 第7号区分</u> 21, 700円
2～5 (省略)	<u>(8) 第8号区分</u> 零
(失業者の退職手当)	2～5 (省略)
第10条 (省略)	(失業者の退職手当)
2 (省略)	第10条 (省略)
3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市規則で定める理由によるものである <u>職員が</u> 、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた前項に規定する支給期間」とする。	2 (省略)
	3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市規則で定める理由によるものである <u>職員が</u> 当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた前項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市規則で定める職員が市規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業

(現行)	(改正後)
<p>4～6 (省略)</p> <p>7 第1項から前項まで（第3項を除く。）に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条、第56条の3及び第57条から第59条までの規定に準じて市規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費</p> <p>(6) (省略)</p> <p>8～11 (省略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に</p>	<p><u>の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>4～6 (省略)</p> <p>7 第1項から前項まで（第3項を除く。）に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条、第56条の3及び第57条から第59条までの規定に準じて市規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費</p> <p>(6) (省略)</p> <p>8～11 (省略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に</p>

(現行)	(改正後)
<p>規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった<u>場合にあっては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった<u>場合には</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>

(現行)	(改正後)
(1) (省略) (2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に <u>再任用職員</u> に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者（ <u>再任用職員</u> に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	(1) (省略) (2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
2～6 (省略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	2～6 (省略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第17条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由と	第17条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由と

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する豊中市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認</p>	<p>ることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する豊中市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係り<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に係り<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>附 則</p>	<p>められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係り<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に係り<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>附 則</p>

(現行)	(改正後)
1～5 (省略)	1～5 (省略)
6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(退職手当条例の一部を改正する条例(昭和59年豊中市条例第34号。以下「条例第34号」という。)附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。	6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(退職手当条例の一部を改正する条例(昭和59年豊中市条例第34号。以下「条例第34号」という。)附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第13項から附則第20項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。
7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第34号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、同項又は <u>第5条の2</u> の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第34号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、同項又は <u>第5条の2</u> 及び <u>附則第16項</u> の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第34号附則第7項の規定に該当する者を除く。)で <u>第5条</u> の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。	8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第34号附則第7項の規定に該当する者を除く。)で <u>第5条</u> 又は <u>附則第14項</u> の規定に該当する退職したものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。
9～11 (省略)	9～11 (省略)
12 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必	12 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p>	<p>要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p>
	<p>13 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。</u></p>
	<p>14 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。</u></p>
	<p>15 <u>前2項の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>(令和4年豊中市条例第　号) 第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年豊中市条例第33号)第3条に規定する医師及び歯科医師である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p><u>16 一般職の職員の給与に関する条例附則第11項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p><u>17 当分の間、第5条第1項に規定する25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第15項に規定する職員以外の者にあっては60歳とし、附則第15項に規定する職員にあっては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第15項に規定する職員以外の者にあっては60歳とし、附則第15項に規定する職員にあっては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</u></p> <p><u>18 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「15年」とあるのは「10年」とするほか、附則第15項に規定する職員以外の者にあっては、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>19 <u>当分の間、第5条第1項に規定する職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第15項に規定する職員以外のものが60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>20 <u>当分の間、第5条第1項に規定する職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第15項に規定する職員以外のものが60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p>
	(退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 退職手当条例の一部を改正する条例（昭和59年豊中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
附 則 1～4 (省 略) 5 施行日在職する職員（施行日前に退職手当条例第7条第2項に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者で、職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項から第8項までにおいて同じ。）のうち、施行日以後に同条例第3条から <u>第5条までの</u> 規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から <u>第5条の3までの</u> 規定により計算した額に、それぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。  6 施行日在職する職員のうち、施行日以後に退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例 <u>第5条の2</u> の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。  7 施行日在職する職員のうち、施行日以後に退職手当条例 <u>第5条</u> の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として、附則第5項の例により計算して得られる額とする。 8～10 (省 略)	附 則 1～4 (省 略) 5 施行日在職する職員（施行日前に退職手当条例第7条第2項に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者で、職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項から第8項までにおいて同じ。）のうち、施行日以後に同条例第3条から <u>第5条までの</u> 又は附則 <u>第13項</u> 若しくは附則 <u>第14項</u> の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から <u>第5条の3までの</u> 及び附則 <u>第13項</u> から附則 <u>第20項までの</u> 規定により計算した額に、それぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。  6 施行日在職する職員のうち、施行日以後に退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例 <u>第5条の2</u> 及び附則 <u>第16項</u> の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。  7 施行日在職する職員のうち、施行日以後に退職手当条例 <u>第5条</u> 又は附則 <u>第14項</u> の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として、附則第5項の例により計算して得られる額とする。 8～10 (省 略)

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第13条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年豊中市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び次項に規定する手当並びに退職手当とする。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年豊中市条例第10号）第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下これらを「職員」という。）の給与は、給料及び次項に規定する手当並びに退職手当とする。
2 (省略) (給与の減額) 第13条 (省略)	2 (省略) (給与の減額) 第13条 (省略)
2 (省略)	2 (省略)
3 職員が修学部分休業（当該職員が、大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年豊中市条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない範囲内において管理者が定める期間さかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日から <u>その定年退職日</u> までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務	3 職員が修学部分休業（当該職員が、大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が、 <u>55歳に達した日</u> 以後の日で、当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年豊中市条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに初任給

(現行)	(改正後)
しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に19を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。	調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に19を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。
<u>(再任用職員についての適用除外)</u>	<u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u>
第14条 第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第11条の2の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	第14条 第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第11条の2の規定は、 <u>定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u>
<u>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</u>	<u>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</u>
第14条の3 第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第11条の2の規定は、 <u>一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u>	第14条の3 第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第11条の2の規定は、 <u>任期付短時間勤務職員には適用しない。</u>

## 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第11条中退職手当条例第6条の4及び第10条第3項の改正規定並びに同条例附則第12項の改正規定並びに附則第21項の規定 公布の日
  - (2) 第11条中退職手当条例第2条第2項の改正規定（「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める部分を除く。）及び第10条第7項第5号の改正規定並びに附則第39項の規定 令和4年10月1日
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することがで

きる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあっては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項及び附則第11項の規定により採用することを

いう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（附則第5項、附則第6項、附則第10項及び附則第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されてい

たものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第20項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から附則第9項までの規定を準用する。

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

15 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から附則第12項までの規定が適用される間にお

ける各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項、次項及び附則第19項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- （1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- （2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

22 暫定再任用職員（附則第10項及び附則第11項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。附則第26項及び附則第27項において同じ。）に対する第5条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項」

とする。

- 23 第6条の規定による改正後の懲戒条例第5条前段の規定は、施行日以後の発令から適用し、施行日前の発令については、なお従前の例による。
- 24 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。
- 25 第9条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第11項から附則第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 26 暫定再任用職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、新給与条例第8条の規定により当該職員の属する職務の等級に応じた額とする。
- 27 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 28 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、新給与条例第8条の規定により当該職員の属する職務の等級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第2項及び第23条の規定を適用する。
- 30 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項の規定を適用する。
- 31 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊中市条例第　　号）附則第8項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 32 新給与条例第9条、第10条、第14条、第15条、第15条の3、第15条の4及び第28条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 33 第10条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

- 34 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。
- 35 新退職手当条例第2条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 36 新退職手当条例第10条第3項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新退職手当条例第10条第3項に規定する事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 37 第13条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3、第4条の4、第6条の2及び第11条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 38 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。
- 39 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年豊中市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項中「第11条の規定による改正後の退職手当条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）」を「退職手当条例」に、「改正後の条例」を「同条例」に改める。  
附則第4項中「改正後の条例」を「退職手当条例」に改める。

市議案第89号

職員の育児休業等に関する条例及び勤務時間及び  
休暇に関する条例の一部を改正する条例の設定に  
ついて

職員の育児休業等に関する条例及び勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）9月6日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児参加のための休暇の対象期間の拡大その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例及び勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現 行）	（改 正 後）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p>（4）<u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4に掲げる場合に該当する非常勤職員</u>にあっては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> （イ）（省 略） イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p>（4）<u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> （イ）（省 略） イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> （ア）<u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>	<p><u>に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日と</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>された日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が<u>する</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が<u>する</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達</p>	<p>該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する</p>

(現行)	(改正後)
日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合	場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
イ (省略)	イ (省略)
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)	(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当する場合とする。	第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。
(1)・(2) (省略)	(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 (2)・(3) (省略)

(現行)	(改正後)
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p><u>(6) (省略)</u></p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(8) 第2条の4に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(9) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児</u></p>	<p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) (省略)</u></p> <p><u>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p><u>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業</u></p>

(現行)	(改正後)
<p>休業をしようすること。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) (省略)</p>	<p>の期間の初日とする育児休業をしようすること。</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものと除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) (省略)</p>

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
<p>(育児参加休暇)</p> <p>第18条の2 育児参加休暇は、職員の配偶者等が出産する場合であってその</p>	<p>(育児参加休暇)</p> <p>第18条の2 育児参加休暇は、職員の配偶者等が出産する場合であってその</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（当該配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、当該期間内に7日の範囲内において与えることができる。	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日 <u>以後1年</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（当該配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、当該期間内に7日の範囲内において与えることができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第9条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

市議案第90号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について  
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するもの  
とする。

令和4年（2022年）9月6日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期  
優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料の額を定めるため、  
提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係			別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係		
	事務	名称		事務	名称
1 第5条第1項から第5項まで の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの  住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては13,000円、増改築基準が適用される住宅の場合にあっては17,400円  (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下	1 第5条第1項から第7項まで の規定に基づく长期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの  住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては13,000円、増改築基準又は既存基準が適用される住宅の場合にあっては17,400円  (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
		<p>この表において同じ。)に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計(認定の申請に係る認定対象建築物(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第2の5に規定する認定対象建築物をいう。)の床面積の合計をいう。以下この項、3の項及び備考の1において同じ。)が500平方メートル以内のものは21,300円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものは35,300円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものは55,200円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは97,500円、5,000平方メートルを超える1</p>			<p>この表において同じ。)に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計(認定の申請に係る認定対象建築物(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第2の5に規定する認定対象建築物をいう。)の床面積の合計をいう。以下この項、3の項及び備考の1において同じ。)が500平方メートル以内のものは21,300円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものは35,300円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものは55,200円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは97,500円、5,000平方メートルを超える1</p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
		<p>0,000平方メートル以内のものは163,400円,10,000平方メートルを超えるものは279,700円, <u>増改築基準</u>が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは29,600円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは49,900円, 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは77,000円, 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは136,400円, 5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のものは228,000円, 10,000平方メートルを超えるものは387,200円</p> <p>(3) その他の一戸建ての住宅 又は併用住宅に係るもの</p>			<p>0,000平方メートル以内のものは163,400円,10,000平方メートルを超えるものは279,700円, <u>増改築基準</u>又は既存基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは29,600円, 500平方メートルを超えて1,000平方メートル以内のものは49,900円, 1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のものは77,000円, 3,000平方メートルを超えて5,000平方メートル以内のものは136,400円, 5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のものは228,000円, 10,000平方メートルを超えるものは387,200円</p> <p>(3) その他の一戸建ての住宅 又は併用住宅に係るもの</p>

( 現 行 )		( 改 正 後 )			
		<p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては 73,600 円、<u>増改築基準</u>が適用される住宅の場合にあっては 108,700 円</p> <p>(4) その他の共同住宅等に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が 500 平方メートル以内のものは 130,000 円、500 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以内のものは 207,000 円、1,000 平方メートルを超える 3,000 平方メートル以内のものは 408,100 円、3,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル以内のものは 730,000 円、5,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以内のものは 1,255,000 円、10,000 平方メートルを超える</p>			<p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては 73,600 円、<u>増改築基準又は既存基準</u>が適用される住宅の場合にあっては 108,700 円</p> <p>(4) その他の共同住宅等に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が 500 平方メートル以内のものは 130,000 円、500 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以内のものは 207,000 円、1,000 平方メートルを超える 3,000 平方メートル以内のものは 408,100 円、3,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル以内のものは 730,000 円、5,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以内のものは 1,255,000 円、10,000 平方メートルを超える</p>

(現行)			(改正後)		
		<p>ものは2, 323, 700円,  <u>増改築基準</u>が適用される住宅  の場合にあっては床面積の合  計が500平方メートル以内  のものは192, 700円, 5  00平方メートルを超える1, 0  00平方メートル以内のもの  は307, 300円, 1, 00  0平方メートルを超える3, 00  0平方メートル以内のものは  606, 300円, 3, 000  平方メートルを超える5, 000  平方メートル以内のものは1,  085, 000円, 5, 000  平方メートルを超える10, 00  0平方メートル以内のものは  1, 865, 500円, 10,  000平方メートルを超える  ものは3, 453, 000円</p>			<p>ものは2, 323, 700円,  <u>増改築基準又は既存基準</u>が適  用される住宅の場合にあって  は床面積の合計が500平方  メートル以内のものは192,  700円, 500平方メートル  を超える1, 000平方メートル  以内のものは307, 300  円, 1, 000平方メートルを  超える3, 000平方メートル以  内のものは606, 300円,  3, 000平方メートルを超  える5, 000平方メートル以  内のものは1, 085, 000円,  5, 000平方メートルを超  える10, 000平方メートル以  内のものは1, 865, 500円,  10, 000平方メートルを超  えるものは3, 453, 000  円</p>
(省略)			(省略)		
3 第8条第1項の規定に基づく 長期優良住 宅建築等計 画変更認定	(1) 住宅の品質確保の促進等 に関する法律第6条の2第5 項に規定する確認書又は住宅		3 第8条第1項の規定に基づく 長期優良住 宅建築等計 画等変更認	(1) 住宅の品質確保の促進等 に関する法律第6条の2第5 項に規定する確認書又は住宅	

(現行)		(改正後)		
	申請手数料	査	定申請手数料	性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの
	<p>性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては1,900円、<u>増改築基準</u>が適用される住宅の場合にあっては2,700円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは3,700円、500平方メートルを超えるものには6,500円、1,000平方メートルを超えるものには6,500円、1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のものは9,500円、3,000平方メートルを超えて5,000平方メー</p>	査	定申請手数料	<p>性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては1,900円、<u>増改築基準又は既存基準</u>が適用される住宅の場合にあっては2,700円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは3,700円、500平方メートルを超えるものには6,500円、1,000平方メートルを超えるものには6,500円、1,000平方メートルを超えて3,000平方メートル以内のものは9,500円、3,000平方メートルを超えて5,000平方メー</p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
		<p>トル以内のものは17,500円、5,000平方メートルを超えるものは10,000平方メートル以内のものは29,800円、10,000平方メートルを超えるものは49,300円、<u>増改築基準</u>が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは5,600円、500平方メートルを超えるものは9,900円、1,000平方メートルを超えるものは3,000平方メートル以内のものは14,300円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは26,300円、5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のものは44,800円、10,000平方メートルを超えるものは74,100円(変更の内容が<u>認定対象住戸</u>全体に及</p>			<p>トル以内のものは17,500円、5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のものは29,800円、10,000平方メートルを超えるものは49,300円、<u>増改築基準又は既存基準</u>が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは5,600円、500平方メートルを超える9,900円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものは14,300円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは26,300円、5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のものは44,800円、10,000平方メートルを超えるものは74,100円(変更の内容が<u>認定対象住戸</u></p>

(現行)		(改正後)			
	<p>ばない場合にあっては、これらの金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこれらの金額を超える場合にあっては、これらの金額とする。)</p> <p>(3) その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの 住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては12,700円、<u>増改築基準</u>が適用される住宅の場合にあっては18,900円(<u>第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更</u>については、</p>				<p><u>(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第2の4に規定する認定対象住戸をいう。以下この項において同じ。)</u>全体に及ばない場合にあっては、これらの金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこれらの金額を超える場合にあっては、これらの金額とする。)</p> <p>(3) その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの 住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては12,700円、<u>増改築基準</u>又は<u>既存基準</u>が適用される住宅の場合にあっては18,900円(<u>第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更</u>については、</p>

(現行)	(改正後)
<p>2, 300円)</p> <p>(4) その他の共同住宅等に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは23,300円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものは37,700円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものは73,800円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは134,500円、5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のものは233,800円、10,000平方メートルを超えるものは431,600円、<u>増改築基準</u>が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは3</p>	<p>については、2, 300円)</p> <p>(4) その他の共同住宅等に係るもの</p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは23,300円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものは37,700円、1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものは73,800円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは134,500円、5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のものは233,800円、10,000平方メートルを超えるものは431,600円、<u>増改築基準</u>又は<u>既存基準</u>が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以</p>

(現行)			(改正後)			
		5,100円, 500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものは56,600円, 1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものは110,900円, 3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは201,800円, 5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のものは350,800円, 10,000平方メートルを超えるものは647,500円(変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合にあってはこれらの金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額(その額がこれらの金額を超える場合にあって				内のものは35,100円, 500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものは56,600円, 1,000平方メートルを超える3,000平方メートル以内のものは110,900円, 3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものは201,800円, 5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のものは350,800円, 10,000平方メートルを超えるものは647,500円(変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合にあってはこれらの金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額(その額がこれらの金額を

(現 行 )			(改 正 後 )		
		は、これらの金額)、 <u>第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合にあっては2,300円)</u>			超える場合にあっては、これらの金額)、 <u>第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合にあっては2,300円)</u>
(省 略)			(省 略)		
6 第5条第1項から第5項まで の認定、第8条第1項の変更の 認定又は第10条の承認を受 けている者であることの証明	長期優良住 宅建築等計 画認定等証 明手数料	(省 略)	6 第5条第1項から第7項まで の認定、第8条第1項の変更の 認定又は第10条の承認を受 けている者であることの証明	長期優良住 宅建築等計 画等認定等 証明手数料	(省 略)
(省 略)			(省 略)		
備考 (省 略)			備考 (省 略)		

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

市議案第91号

豊中市立生活情報センター条例の一部を改正する  
条例の設定について

豊中市立生活情報センター条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）9月6日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

生活情報センターの事業に労働者の研修及び集会の場の提供に関する事業を追加するとともに、センターの使用料の限度額の設定その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立生活情報センター条例の一部を改正する条例

豊中市立生活情報センター条例（昭和57年豊中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(事業)	(事業)
第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(8) (省略) <u>(9)</u> (省略) 2 (省略)	第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(8) (省略) <u>(9) 労働者の研修及び集会の場の提供に関すること。</u> <u>(10)</u> (省略) 2 (省略)
(使用料等)	(使用料等)
第8条 使用料は、無料とする。ただし、第3条第2項の規定によるセンターの施設の使用については、別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を徴収する。 2 前項ただし書に該当するセンターの施設の使用の場合において、使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を徴収する。 3 (省略)	第8条 使用者がセンターの施設を使用するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を徴収する。 <u>(1) 第1条の目的のために使用する場合 別表に掲げる額</u> <u>(2) 第1条の目的以外の目的で使用する場合 別表に掲げる額に2を乗じて得た額</u> 2 使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を徴収する。 3 (省略)
別表	別表
施設名	使用料（1日につき）
施設名	使用料（1日につき）

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
キッチン	<u>4, 800円</u>	キッチン	<u>2, 400円</u>
体験学習室	<u>4, 800円</u>	体験学習室	<u>2, 400円</u>
会議室	<u>2, 400円</u>	会議室	<u>1, 200円</u>
イベントホール	<u>7, 200円</u>	イベントホール	<u>3, 600円</u>
講座室	<u>1, 800円</u>	講座室	<u>900円</u>

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市立生活情報センター条例第8条第1項及び第2項並びに別表の規定は、令和4年10月1日以後に徴収する令和5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 労働会館条例（昭和48年豊中市条例第39号）は、廃止する。
- 4 令和5年4月1日前の使用に係る前項の規定による廃止前の労働会館条例第8条第1項及び第2項に規定する使用料については、なお従前の例による。